

地方団体から申出のあった交付税の算定方法に関する
意見の処理について 【地方交付税法第17条の4】

1 意見の提出数(平成20年8月以降)

342件(都道府県分233、市町村分109)

うち 補正係数等(省令事項)に係る意見数161件(都道府県分80、市町村分81)
同様な意見を1項目として数えると100項目

その他、単位費用等(法律事項)に係る意見(181件、70項目)については、
本年1月に処理済

2 省令事項に係る意見の処理について

100項目のうち20項目(別紙の「処理状況」欄に※を付したもの)について
意見の趣旨を踏まえ算定方法の改正等を行う。

【意見の趣旨を踏まえて算定方法の改正等を行う主な例】

- 保健衛生費における医師確保対策に要する経費に係る密度補正の適用(1団体)
- 徴税费における公的年金特別徴収システム開発等に要する経費の算入方法の見直し(16団体)
- 地域振興費(人口)における隔遠地補正の見直し(1団体)